

## 香芝市行政組織条例の一部を改正する条例 新旧対照表

令和3年3月定例議会 議第2号 参考資料

改正案	現 行
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>企画部 総務部 市民環境部 <u>生活安全部</u> <u>福祉部</u> <u>健康部</u> 都市創造部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画部</p> <p>(1) 秘書に関すること。 (2) 儀式及び表彰に関すること。 (3) 広報、広聴及び市史に関すること。 (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (5) 市行政の総合企画に関すること。 (6) 特命事項の調査及び推進に関すること。 (7) 行政経営に関すること。 (8) 情報システム化の計画及び運営に関すること。 (9) 統計に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>企画部 総務部 市民環境部 <u>福祉健康部</u></p> <p>都市創造部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画部</p> <p>(1) 秘書に関すること。 (2) 儀式及び表彰に関すること。 (3) 広報、広聴及び市史に関すること。 (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (5) 市行政の総合企画に関すること。 (6) 特命事項の調査及び推進に関すること。 (7) 行政経営に関すること。 (8) 情報システム化の計画及び運営に関すること。 (9) 統計に関すること。</p>

改正案	現 行
<p>総務部</p> <p>(1) 議会及び市行政一般に関する事。</p> <p>(2) 条例その他の文書に関する事。</p> <p>(3) 予算及び財務に関する事。</p> <p>(4) 市有財産に関する事。</p> <p>(5) 市税の賦課及び徴収に関する事。</p> <p>(6) 入札及び検査に関する事。</p> <p>市民環境部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳等に関する事。</p> <p>(2) 住居表示に関する事。</p> <p>(3) 国民年金に関する事。</p> <p>(4) 環境政策に関する事。</p> <p>(5) 環境衛生及び廃棄物に関する事。</p> <p><u>(6) 男女共同参画に関する事。</u></p> <p><u>(7) 人権に関する事。</u></p> <p><u>(8) 市民協働の推進に関する事。</u></p> <p><u>(9) 文化振興に関する事。</u></p> <p><u>(10) 商工業及び観光に関する事。</u></p> <p><u>(11) 企業等の立地に関する事。</u></p> <p>生活安全部</p> <p><u>(1) 地域安全に関する事。</u></p> <p><u>(2) 交通政策に関する事。</u></p>	<p>総務部</p> <p>(1) 議会及び市行政一般に関する事。</p> <p>(2) 条例その他の文書に関する事。</p> <p>(3) 予算及び財務に関する事。</p> <p>(4) 市有財産に関する事。</p> <p>(5) 市税の賦課及び徴収に関する事。</p> <p>(6) 入札及び検査に関する事。</p> <p>市民環境部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳等に関する事。</p> <p>(2) 住居表示に関する事。</p> <p>(3) 国民年金に関する事。</p> <p>(4) 環境政策に関する事。</p> <p>(5) 環境衛生及び廃棄物に関する事。</p> <p><u>(6) 危機管理及び防災に関する事。</u></p> <p><u>(7) 地域安全及び交通対策に関する事。</u></p> <p><u>(8) 男女共同参画に関する事。</u></p> <p><u>(9) 人権に関する事。</u></p> <p><u>(10) 市民協働の推進に関する事。</u></p> <p><u>(11) 文化振興に関する事。</u></p> <p><u>(12) 商工業及び観光に関する事。</u></p> <p><u>(13) 企業等の立地に関する事。</u></p>

改正案	現 行
<p>(3) <u>危機管理及び防災に関すること。</u></p> <p><u>福祉部</u></p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) <u>生活支援に関すること。</u></p> <p>(3) 子育て支援に関すること。</p> <p><u>健康部</u></p> <p>(1) <u>保健衛生及び健康対策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>介護福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>(4) <u>医療に関すること。</u></p> <p><u>都市創造部</u></p> <p>(1) 都市計画及び都市計画事業に関すること。</p> <p>(2) 開発に伴う関連事業の連絡調整及び指導に関すること。</p> <p>(3) 区画整理事業に関すること。</p> <p>(4) 地籍調査に関すること。</p> <p>(5) 緑化に関すること。</p> <p>(6) 道路、河川、橋梁及び公園に関すること。</p> <p>(7) 砂防及び水防に関すること。</p> <p>(8) 土木建築工事に関すること。</p> <p>(9) 農林業に関すること。</p>	<p><u>福祉健康部</u></p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) <u>社会保障に関すること。</u></p> <p>(3) <u>保健衛生及び健康対策に関すること。</u></p> <p>(4) 子育て支援に関すること。</p> <p>(5) <u>介護福祉に関すること。</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p><u>都市創造部</u></p> <p>(1) 都市計画及び都市計画事業に関すること。</p> <p>(2) 開発に伴う関連事業の連絡調整及び指導に関すること。</p> <p>(3) 区画整理事業に関すること。</p> <p>(4) 地籍調査に関すること。</p> <p>(5) 緑化に関すること。</p> <p>(6) 道路、河川、橋梁及び公園に関すること。</p> <p>(7) 砂防及び水防に関すること。</p> <p>(8) 土木建築工事に関すること。</p> <p>(9) 農林業に関すること。</p>